

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">厚生労働統計功労者功績表彰要領</p> <p style="text-align: right;">平成13年 6 月 8日                      平成17年 6 月 1日                      平成21年 6 月 8日                      平成24年 5 月17日                      平成28年 7 月 4日                      平成30年 8 月 3日                      令和 元年 8 月29日                      改正 令和 2 年 8 月 7日</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働統計功労者功績表彰要領</p> <p style="text-align: right;">平成13年 6 月 8日                      平成17年 6 月 1日                      平成21年 6 月 8日                      平成24年 5 月17日                      平成28年 7 月 4日                      平成30年 8 月 3日                      改正 令和 元年 8 月29日</p>
<p>第1 (略)</p>	<p>第1 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>第2 表彰の種類</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>1 厚生統計関係</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(1) 個人</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(2) 団体</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>2 労働統計関係 (毎月勤労統計調査)</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(1) 個人</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(2) 団体</u></p>
<p><u>第2 表彰の基準</u></p> <p>表彰は、厚生労働統計の業務における業績又は成績が特に顕著である個人</p>	<p><u>第3 表彰の基準</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>1 厚生統計関係</u></p>

又は団体であって、次のいずれかに該当する者又は団体について行う。

### 1 個人表彰

(1) 表彰対象年度末日現在において、地方公共団体（都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。）に勤務する職員で、厚生労働統計関係事務に通算して10年以上従事し、勤務成績が優秀である者

(2) 統計調査員（指導員を含む。）で、表彰対象年度末日現在において、厚生労働統計調査業務に通算して5回（月次調査においては5年）以上従事した者

### 2 団体表彰

表彰対象年度において、厚生労働統計調査に対する理解及び協力の状況が良好であり、調査票の提出が迅速で、かつ、その記載内容が適正である月次調査の調査事業所

第3 被表彰候補者の推薦者及び推薦人員

(1) 個人表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

ア 表彰対象年度末日現在において、地方公共団体（都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。）に勤務する35歳以上の職員で、厚生統計関係事務に通算して10年以上従事し、勤務成績が優秀である者

イ 表彰対象年度末日現在において、地方公共団体に勤務する35歳以上の職員で、厚生統計関係事務に従事し、その功績が顕著である者

ウ 統計調査員（指導員を含む。）で、表彰対象年度末日現在において、厚生統計調査業務に通算して5回以上従事した者

(2) 団体表彰は、表彰対象年度において、厚生統計関係事務を正確かつ迅速に遂行し、他の模範と認められる都道府県、指定都市及び中核市について行う。

### 2 労働統計関係（毎月勤労統計調査）

(1) 個人表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

ア 表彰対象年度末日現在において、毎月勤労統計調査業務に従事した期間が連続して2年以上であり、人物及び業務成績が特に優秀で、かつ、当該都道府県の本調査業務の成績向上に多大な貢献があったと認められる都道府県職員

イ 表彰対象年度末日現在において、毎月勤労統計調査業務に従事した期間が連続して1年6ヶ月以上であり、人物及び業務成績が特に優れた統計調査員

(2) 団体表彰は、次の各号のいずれかに該当する団体について行う。

ア 表彰対象年度において、毎月勤労統計調査全国調査及び特別調査の調査票並びに地方調査の結果原表の提出が迅速であり、かつ、その記載内容の審査が適正である都道府県

イ 表彰対象年度において、毎月勤労統計調査に対する理解及び協力の状況が良好であり、調査票の提出が迅速で、かつ、その記載内容が適正である調査事業所

第4 被表彰候補者の推薦者及び推薦人員

1 被表彰候補者の推薦

都道府県知事は、第2に該当する者又は団体のうち、表彰を受けることが  
適当と認められる者又は団体があるときは推薦する。

2 推薦人員

(1) 個人表彰関係

第2の1に該当する者の人員については、各都道府県3名(人口300  
万人以上の都道府県にあつては4名、人口500万人以上の都道府県にあ  
つては6名、人口700万人以上の都道府県にあつては8名)以内とする。

(2) 団体表彰関係

第2の2に該当する団体の数については、調査事業所数の規模に応じて  
別途定める。

第4 (略)

第5 表彰の方法

地方公共団体職員に対する個人表彰、統計調査員(指導員を含む。)に対  
する個人表彰及び調査事業所に対する団体表彰については、各都道府県が主  
催する都道府県統計大会等において伝達する。

表彰は、感謝状を授与し、副賞を贈る。

第6 表彰の期日

統計の日である10月18日とする。ただし、特段の事情が生じた場合は、  
この日のほか、臨時の表彰を行うことができる。

厚生労働統計功労者功績表彰要領第4に基づく選考委員会委員は下記の者とす  
る。

1 被表彰候補者の推薦

都道府県知事は、第3の1の(1)及び第3の2の(1)の各号並びに第  
3の2の(2)のイに該当する者のうち、表彰を受けることが適当と認めら  
れる者があるときは推薦する。

2 推薦人員

(1) 厚生統計関係

第3の1の(1)に該当する者の人員については、各都道府県2名(人口  
300万人以上の都道府県にあつては3名、人口500万人以上の都道府  
県にあつては5名)以内とする。

(2) 労働統計関係(毎月勤労統計調査)

別途定める。

第5 (略)

第6 表彰の方法

都道府県に対する団体表彰、地方公共団体職員に対する個人表彰、調査事  
業所に対する団体表彰及び統計調査員(指導員を含む。)に対する個人表彰  
については、各都道府県が主催する都道府県統計大会等において伝達する。

表彰は、表彰状(第3の1の(1)のウに該当する者については感謝状)  
を授与し、副賞を贈る。

第7 表彰の期日

統計の日である10月18日とする。

厚生労働統計功労者功績表彰要領第5に基づく選考委員会委員は下記の者とす  
る。

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

政策統括官（統計・情報政策担当）

政策立案総括審議官

参事官（企画調整担当）

統計管理官（人口動態・保健社会統計室長）

統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長）

保健統計官

社会統計官

世帯統計官

賃金福祉統計官

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）

参事官（企画調整担当）

統計管理官（人口動態・保健社会統計室長）

統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長）

保健統計官

社会統計官

世帯統計官

（新設）